茨城県警察本部長告示第　79　号

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１０３条の規定による行政処分について、茨城県公安委員会の事務の委任に関する規則（昭和４２年茨城県公安委員会規則第７号）の規定により、公安委員会から委任された公開による聴聞を行うので、同法第１０４条の２第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 8 年 11 月 12 日

茨城県警察本部長　　中　山　　仁

記

| | |
|---|---|
| 1　聴聞の期日 | 令和8年12月1日 |
| 2　聴聞の場所 | 東茨城郡茨城町大字長岡3783－3<br>茨城県警察本部交通部運転免許センター1階　聴聞会場 |